

株式等振替制度に係る手数料に関する規則等の一部改正について

2021年2月26日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

当社は、中期経営計画で掲げる施策の一つとして、JASDEC2020プロジェクト等の対応を行いつつ、運営コストの引下げと、資本増強による財務基盤の充実を実現したことを踏まえ、当社の利用コストを引き下げするため「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」の一部改正を行うほか、所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 株式等振替手数料

一般振替における通常の料率を現行の100円/件から50円/件に引き下げ、また、日本証券クリアリング機構の決済に係る振替における通常の料率を現行の50円/件から25円/件に引き下げる。振替株式に係る大口割引については、振替件数の増加傾向等を踏まえ、同割引の適用基準となる件数及び料率の見直しを実施する（小口割引は廃止）。

		改正前	改正後	
一般振替	通常料率	100円	50円	
	振替株式に係る軽減料率	大口割引	50円（6,000件/日を超える部分）	40円（10,000件/日を超える部分）
		小口割引	50円（500件/日以下の部分）	—
日本証券クリアリング機構の決済に係る振替	通常料率	50円	25円	
	振替株式に係る軽減料率	大口割引	25円（4,000件/日を超える部分）	20円（5,000件/日を超える部分）
		小口割引	25円（500件/日以下の部分）	—

(2) 株式等口座管理手数料（残高比例部分）

振替株式、振替投資口、及び振替優先出資について、50万単元以下又は50万口以下に適用する料率を現行の0.4円/単元から0.32円/単元に引き下げる。また、振替投資信託受益権及び振替受益権について、5万口以下に適用する料率を現行の0.4円/口から0.32円/口に引き下げる。

		改正前	改正後
振替株式 振替投資口 振替優先出資	月平均口座残高について 1単元又は1口につき月額	50万単元以下又は 50万口以下の部分	0.4円 0.32円
振替投資信託受益権 振替受益権	月平均口座残高について 1口につき月額	5万口以下の部分	

※ 50 万単元又は 50 万口を超える部分及び 5 万口を超える部分に適用する料率は現行通りとする。

(3) 株式等振替制度利用料

振替株式、振替投資口及び振替優先出資について、定額部分、定率部分それぞれについて下表のとおり引き下げる。

		改正前	改正後
定額部分	取扱銘柄 1 銘柄につき 月額	47,000 円	42,000 円
定率部分 株主等 1 人につき 月額	2 万人以下の部分	4.0 円	3.6 円
	2 万人超 10 万人以下の部分	2.8 円	2.52 円
	10 万人超の部分	1.2 円	1.08 円

(4) その他

手数料名を分かりやすくするため、一般債及び短期社債の「新規記録手数料」の名称を「新規記録手数料（総発行残高管理手数料）」に変更する。

3. 施行日

2021年4月1日から施行する。

以 上